

保育所(園)における

# 食物アレルギー対応マニュアル



令和8年3月改正

三条市教育委員会子育て支援課

## ～ 目 次 ～

はじめに	1
第1章 食物アレルギー対応について	2～14
1 三条市教育委員会における対応	
2 保育所における体制整備	
3 職員の役割	
4 保育所給食以外で食物・食材を扱う活動への対応	
5 食物アレルギー緊急時対応<アナフィラキシー症状の発症時>	
参考：①対応のシミュレーション	
②エピペンの使用方法	
③緊急時個人対応票（様式10）、ケース別の緊急対応シート	
第2章 保育所(園)給食における食物アレルギーへの対応	15～18
1 食物アレルギー対応給食の区分	
2 食物アレルギー対応の原則	
3 食物アレルギー対応給食対象児の決定	
4 食物アレルギー対応給食の解除	
5 食物アレルギー対象児のスクリーニング・チャート	
第3章 食物アレルギーに対応した給食の調理及び提供	19～22
1 食物アレルギー対応給食調理マニュアル(調理での対応)	
2 食物アレルギー対応給食提供マニュアル(提供での対応)	
各種様式等	23～

## はじめに

保育所(園)給食は、保育の一環として児童における心身の健全な発達と、健康に望ましい食習慣を養い、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育ていくための重要な役割を担っています。

近年、食物アレルギーを持つ児童が増加する傾向にあり、症状によっては、生命の危機につながる疾患でもあるため、保育所(園)給食にはきめ細かな対応が求められています。

このマニュアルは、教育委員会、保育所(園)をはじめ、保護者、医療機関等が情報を共有し、正確な知識と共通の理解のもとに、食物アレルギーを持つ児童へ適切に対応し、安全で安心な保育所(園)給食の運営に寄与することを目的に作成いたしました。

なお、食物アレルギーについては、医療においても十分確立していない分野であり、診断や治療方法は常に変化しています。今後も最新情報の収集に努め、その対応に取り組んでまいります。

## 第1章 食物アレルギーへの対応について

### 1 三条市教育委員会における対応

保育所等における食物アレルギー対応について一定の具体的な方向性を示し、ガイドライン等に沿った対応が徹底されるよう、保育所等での取組を支援する。

- (1) 食物アレルギー対応の基本方針の策定
- (2) 食物アレルギー対応に関するマニュアルの策定
- (3) 研修の実施と研修機会の確保
- (4) 医療機関（医師会等）及び消防機関と連携体制を構築し、医療機関と食物アレルギー対応マニュアルや「生活管理指導票」の運用について共通理解を図る。
- (5) 食物アレルギー対応充実のための環境整備及び支援
- (6) 事故及びヒヤリハット事例の情報収集とフィードバック
- (7) 専門的に相談できる体制の構築  
保護者に対して、専門医療機関や食物アレルギーに対する情報を提供する。必要に応じて、家庭で適切な生活が送れるようにサポートする。
- (8) 教育委員会等や保育所の管理下でない場所での対応

### 2 保育所における体制整備

#### (1) 保育所(園)内の体制整備

日頃から食物アレルギーに関する情報を正確に把握するとともに、緊急時の保育所（園）内の対応について、施設長が中心となり職員間で共通理解を図っておくこと。

また、症状が出現した場合の対応について、事前に保護者や主治医、嘱託医に確認しておくこと。

#### (2) エピペン（アドレナリン自己注射薬）処方の対象児の把握

エピペンの処方を受けている児童については、保護者の同意を得たうえで、事前に「年齢」「名前」「処方した医療機関（科目・医師名）」「救急搬送先に関する情報」などを、緊急時すぐに消防本部に伝達できるよう常に備えておく。

### 3 職員の役割

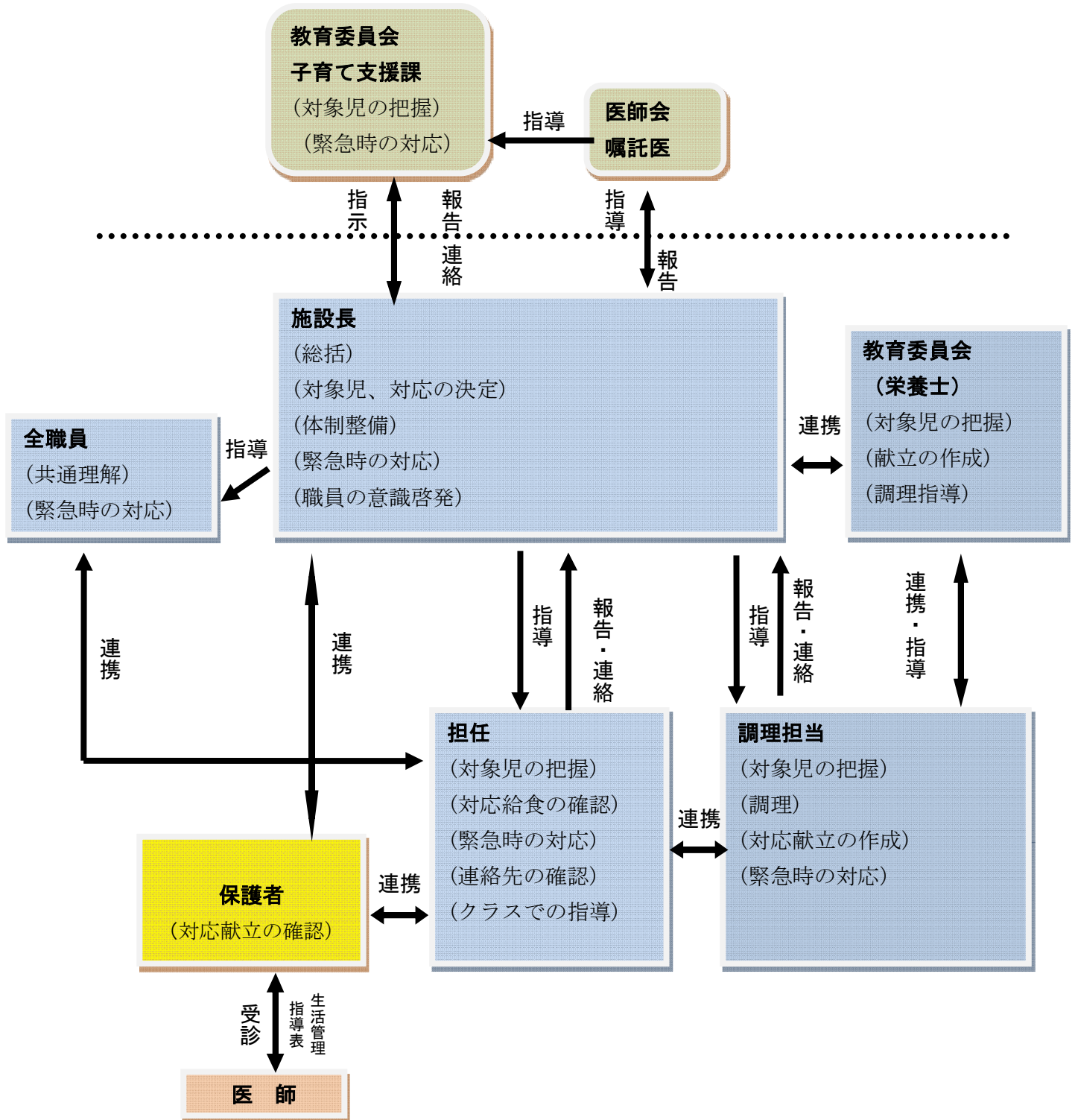
食物アレルギー対応が必要な児童のために、施設長の指導のもと、それぞれの職務に応じて保育所全体で対応していくことが必要である。

食物アレルギー対応については、日頃から保育所(園)内の共通理解を図るとともに、積極的に連携・協力していくことが大切である。

#### ○ 職員の食物アレルギー対応における役割分担例

<b>施設長</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・総括</li><li>・対象者、対応の決定</li><li>・体制整備</li><li>・緊急時の対応</li><li>・担任、主任、調理士、教育委員会、保護者との連携</li><li>・職員への食物アレルギーに関する意識啓発</li><li>・他機関との連携窓口</li></ul>
<b>担任</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・対象者の把握</li><li>・保護者との連携（「緊急時個人対応票」の作成）</li><li>・クラスでの指導（食物アレルギーへの理解の喚起）</li><li>・対応給食の確認</li><li>・緊急時の対応、連絡先の確認</li></ul>
<b>調理担当</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・対象者の把握</li><li>・対応献立の作成</li><li>・施設長、担任、教育委員会（栄養士）との連携</li><li>・対応給食の調理</li><li>・緊急時の対応</li></ul>
<b>教育委員会 子育て支援課</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・対象者の把握</li><li>・施設長、調理担当、他職員との連携</li><li>・調理指導等</li><li>・緊急時の対応</li></ul>

○ 食物アレルギー対応における職員の役割例について(フローチャート)



#### 4 保育所給食以外で食物・食品を扱う活動への対応

保育所給食だけでなく、食品を扱う活動や保育所行事等保育所生活全般における配慮が必要である。主治医の指示や保護者からの聞き取りを参考に対応する。

##### (1) 食物アレルギーの発症が予測される活動の例

- ・小麦粘土を使った遊び→小麦の含まれていない粘土を使用
- ・牛乳パック等を使用した工作→活動内容の変更
- ・豆まき→紙を丸めたもので代用 など

##### (2) 遠足等の園外活動

普段と違う環境や活動は、通常行っているアレルギー確認の作業が希薄になり、事故が起きやすくなる。アレルギーを起こす食材を使用しないなど、計画の段階から活動内容の検討が必要である。

## 5 食物アレルギー緊急時対応＜アナフィラキシー症状の発症時＞

### アナフィラキシーとは

アレルギー反応により、皮膚症状や呼吸器症状、消化器症状が、複数同時に、かつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言います。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。また、アナフィラキシーには、アレルギー反応によらず運動や物理的刺激などによって起こる場合があることも知られています。

(出典：財団法人 日本学校保健会)

### (1) 緊急時対応手順

次の食物アレルギー症状が一つでも現れた場合は、5分以内にエピペンの使用の有無の判断を行うなど、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル(例)」に基づき、適切に対応すること。

### 【緊急対応すべき食物アレルギー症状】

全身の症状	・意識がない ・意識もうろう ・ぐったり ・尿や便を漏らす ・脈が触れにくい ・唇や爪が青白い
呼吸器の症状	・声がかすれる ・犬が吠えるような咳 ・喉や胸が締め付けられる ・咳 ・息がしにくい ・ゼーゼー、ヒューヒュー
消化器の症状	・腹痛 ・吐き気 ・嘔吐 ・下痢
顔面・目・口・鼻の症状	・顔面の腫れ ・目のかゆみや充血、まぶたの腫れ ・くしゃみ、鼻水、鼻づまり ・口の中の違和感、唇の腫れ
皮膚の症状	・かゆみ ・じんま疹 ・赤くなる

### (2) エピペンの処方について

エピペンを処方されている児童が次の食物アレルギー症状の一つでも示した場合は、直ちにエピペンを使用する。

使用方法は、8頁以降の「食物アレルギー緊急時対応マニュアル(例)」を参照し、適切に対応すること。

消化器の症状	・繰り返し吐き続ける ・持続する強い(がまんできない)おなかの痛み
呼吸器の症状	・喉や胸が締め付けられる ・声がかすれる ・犬が吠えるような咳 ・持続する強い咳込み ・ゼーゼーする呼吸 ・息がしにくい
全身の症状	・唇や爪が青白い ・脈が触れにくい、不規則 ・意識がもうろうとしている ・ぐったりしている ・尿や便を漏らす

(出典：日本小児アレルギー学会)

(3) 保育所(園)独自の対応マニュアルの作成

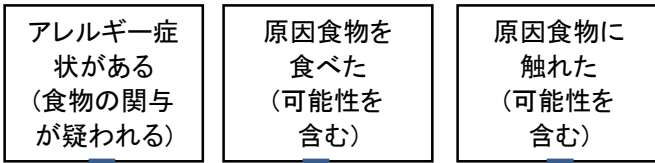
各施設は毎年度当初、8頁の「食物アレルギー緊急時対応マニュアル(例)」を参考に施設名を明記した独自の「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を作成し、子育て支援課に提出すること。

(4) 緊急時個別対応票

11頁の「緊急時個別対応票」は、保護者との面談等により事前に作成し、経過記録簿として使用すること。

# 食物アレルギー緊急時対応マニュアル（例）

●●●保育所・保育園



**発見者が行うこと**  
 ①子どもから目を離さない、一人にしない  
 ②助けを呼び、人を集める  
 ③エピペンと内服薬を持ってくるよう指示する  
 職員の役割分担(P3参照)

**緊急性が高いアレルギー症状はあるか**

**5分以内に判断する**

**【全身の症状】**

- ・唇や爪が青白い
- ・脈が触れにくい、不規則
- ・ぐったりしている
- ・意識がもうろうとしている
- ・尿や便を漏らす

**【呼吸器の症状】**

- ・喉や胸が締め付けられる
- ・声がかすれる
- ・持続する強い咳込み
- ・犬が吠えるような咳
- ・ゼーゼーする呼吸
- ・息がしにくい

**【消化器の症状】**

- ・繰り返し吐き続ける
- ・持続する強いお腹の痛み

＜アレルギーの症状＞

全身の症状	緊急性高い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意識がない</li> <li>・意識もうろう</li> <li>・ぐったり</li> <li>・尿や便を漏らす</li> <li>・脈が触れにくい</li> <li>・唇や爪が青白い</li> </ul>
呼吸器の症状		<ul style="list-style-type: none"> <li>・声がかすれる</li> <li>・犬が吠えるような咳</li> <li>・のどや胸が締め付けられる</li> <li>・咳</li> <li>・息がしにくい</li> <li>・ゼーゼー、ヒューヒュー</li> </ul>
消化器の症状		<ul style="list-style-type: none"> <li>・腹痛</li> <li>・吐き気</li> <li>・嘔吐</li> <li>・下痢</li> </ul>
顔面・目・口・鼻の症状		<ul style="list-style-type: none"> <li>・顔面の腫れ</li> <li>・目のかゆみや充血、まぶたの腫れ</li> <li>・くしゃみ、鼻水、鼻づまり</li> <li>・口の中の違和感、唇の腫れ</li> </ul>
皮膚・粘膜の症状		<ul style="list-style-type: none"> <li>・かゆみ</li> <li>・じん麻疹</li> <li>・赤くなる</li> </ul>

あり

なし

**エピペンの注射と同時に 119 番通報**

- 「救急です。食物アレルギーによるアナフィラキシー患者の搬送依頼です。エピペンを注射しました。」
- 保育所(園)の名前・・・〇〇〇保育所(園)
- いつ・・・食後〇〇分  
だれが・・・年齢・性別・名前  
どうして・・・原因を伝える  
どのような状態が・・・症状を伝える
- 通報者の名前・・・〇〇〇〇  
通報者の連絡先（通報後連絡可能な電話番号）  
・・・〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
- 救急車到着までの救急手当法を確認する。  
※ 発症後の経過の記録を必ずとる。

**内服薬を飲ませる**

安静にできる場所へ移動する  
 移動手段（ ） 移動場所（ ）

**保護者へ連絡する**

5分ごとに症状を観察し「緊急時個別対応票」に従い判断し、対応する

緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する

子育て支援課へ電話で連絡する

その場で安静にする

(仰向けで寝かせ、足を上げる。顔は横向きにする。)

その場で救急隊を待つ

可能なら内服薬を飲ませる

保護者へ連絡する

子育て支援課へ電話で連絡する

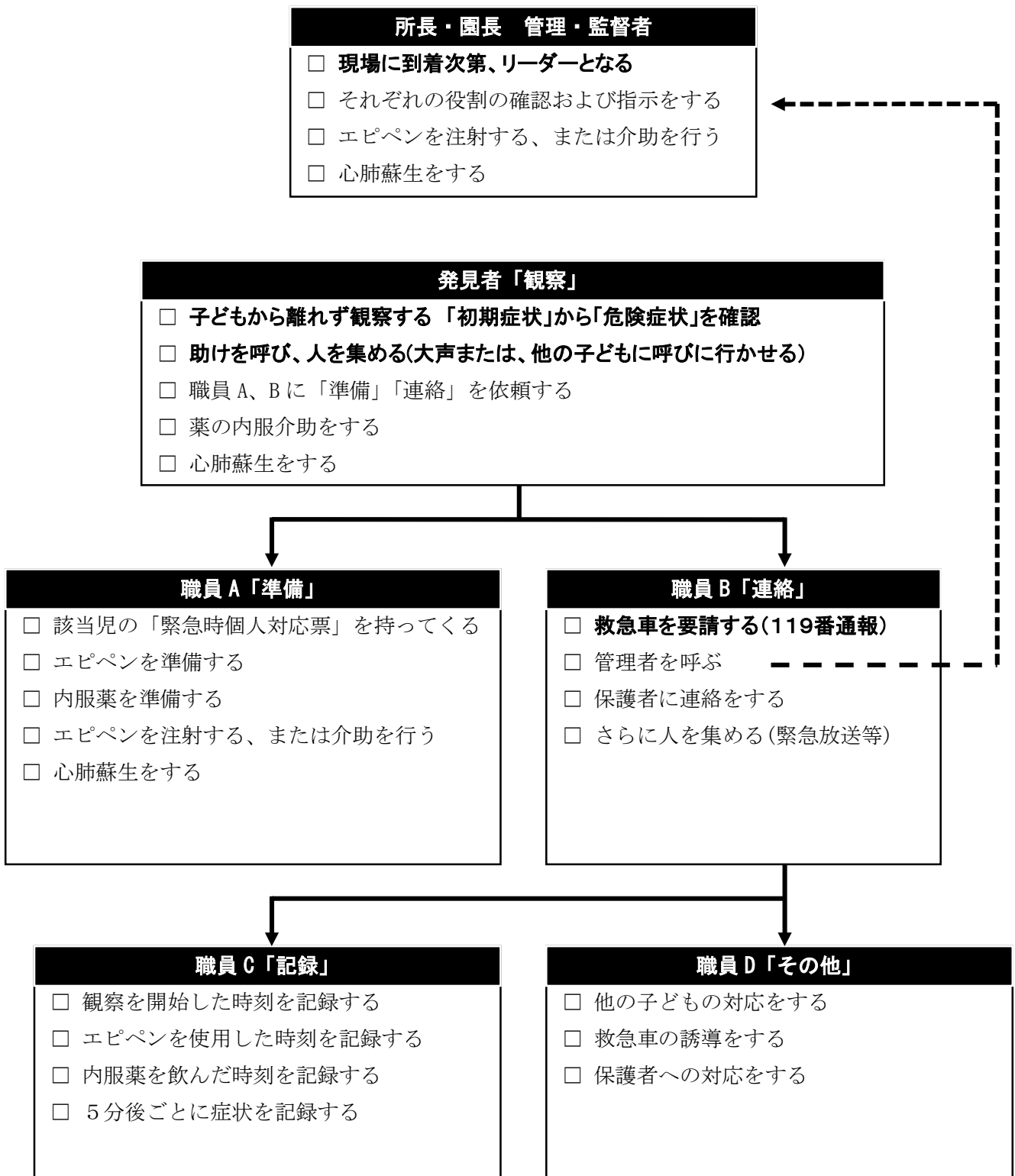
反応がなく呼吸がない場合

**心肺蘇生を行う**

- ・胸骨圧迫(胸の厚さの1/3。1分間に100回のテンポで。)
- ・人工呼吸(胸骨圧迫:人工呼吸=30:2)

参考 ①対応シミュレーション

各々の役割分担を確認し、事前にシミュレーションを行うこと



## 参考 ②エピペンの使用方法

エピペンを処方された児童の在籍する保育所(園)は、使用方法について全職員が研修をしておくこと。保育所(園)で鍵のかかる場所にエピペンの保管場所を決め、全職員が認識しておくこと。また各個人のエピペンの取扱説明書を事前にコピーし、保管場所を決め、全職員が認識しておくこと。

- ◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う。
- ◆子どもを不安にさせないように、声掛けを意識する。

### ① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け、エピペン®を取り出す

### ② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを下に向け、利き手で持つ  
“グー”で握る

### ③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

### ④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン®の先端(オレンジ色の部分)を軽くあて、“カチッ”と音がするまで強く押しあてそのまま5つ数える  
注射した後すぐに抜かない! 押し付けたまま5つ数える!

### ⑤ 確認する



使用前 使用後

エピペン®を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する  
伸びていない場合は「④に戻る」

### ⑥ マッサージする



打った部位を10秒間マッサージする

### 介護者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝をしっかり抑え、動かないように固定する

### 注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ真ん中よりやや外側に垂直に注射する。



仰向けの場合



座位の場合

※ 注) 児童がアナフィラキシー症状を起こして救急搬送を依頼する場合は  
エピペンが処方されていることを救急隊員に伝えること。

資料: 東京都健康安全研究センター「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」より引用

# 様式 10 ③緊急時個別対応票

## ■緊急時個別対応票（表）

年 月 日作成

組	名前	原因食品
組		

### 緊急時使用預かり

管理状況	エピペン	有・無 保管場所（ ）有効期限（ ）
	内服薬	有・無 保管場所（ ）

### 緊急時対応の原則

以下の症状が一つでもあればエピペンを使用し、救急車を要請

#### 全身の症状

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便をもらす
- 脈が触れにくい又は不規則
- 唇や爪が青白い

#### 呼吸器の症状

- のどや胸がしめ付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸

#### 消火器の症状

- 持続する強い（がまんできない）お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

### 緊急時の連絡先

#### 医療機関・消防機関

救急（緊急）	1 1 9	
①搬送医療機関	名称	
	電話	
②搬送医療機関	名称	
	電話	

#### 医療機関、消防署への伝達内容

- 1 年齢、性別ほか患者の基本情報
  - 2 食物アレルギーによるアラフィラキシー症状が現れていること
  - 3 どんな症状がいつから現れて、これまでに行った処置、またその時間
- ※特に状態が悪い場合は、意識状態、顔色、心拍、呼吸数を伝えられるとよい
- ※その際、可能であれば本対応票を救急隊と共有することも有効

#### 保護者連絡先

名前・名称	続柄	連絡先

#### 保護者への伝達・確認内容

- 1 食物アレルギー症状が現れたこと
- 2 症状に応じて、医療機関への連絡や、救急搬送すること
- 3 （症状により）エピペン使用を判断したこと
- 4 保護者が園や病院に来られるかの確認
- 5 （救急搬送等の場合）搬送先を伝え、搬送先に保護者が来られるか確認

## ■緊急時個別対応票（裏面）

### ■緊急時個別対応票（裏）

### 経過記録票

（氏名） \_\_\_\_\_ （生年月日） \_\_\_\_\_ 年 月 日（ 歳 か月）

1. 誤食時間	年 月 日 時 分			
2. 食べたもの				
3. 食べた量				
4. 保育所で行った処置	[エピペン]	エピペンの使用 あり・なし 時 分		
	[内服薬]	使用した薬 ( )		
	[その他]	・口の中を取り除く ・うがいさせる ・手を洗わせる ・触れた部位を洗い流す		
5. 症状	◆症状のチェックは緊急性が高い、左の欄から行う			
	全身	<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識がもうろう <input type="checkbox"/> 尿や便をもらす <input type="checkbox"/> 脈が触れにくい又は不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青い		
	呼吸器	<input type="checkbox"/> のどや胸がしめ付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸	<input type="checkbox"/> 数回の軽い咳	
	消化器	<input type="checkbox"/> 持続する（がまんできない）お腹痛い <input type="checkbox"/> 繰り返して吐き続ける	<input type="checkbox"/> 中度のお腹の痛み <input type="checkbox"/> 1～2回の嘔吐 <input type="checkbox"/> 1～2回の下痢	<input type="checkbox"/> 軽い（がまんできる）お腹痛い <input type="checkbox"/> 吐き気
	目・鼻 口・顔	<b>上記の症状が1つでも当てはまる場合</b>	<input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ	<input type="checkbox"/> 目のかゆみ、充血 <input type="checkbox"/> 口の中の違和感、唇の腫れ <input type="checkbox"/> くしゃみ、鼻水、鼻づまり
	皮膚		<input type="checkbox"/> 強いかゆみ <input type="checkbox"/> 全身に広がるじんま疹 <input type="checkbox"/> 全身が真っ赤	<input type="checkbox"/> 軽度のかゆみ <input type="checkbox"/> 数個のじんま疹 <input type="checkbox"/> 部分的な赤み
			1つでも当てはまる場合	1つでも当てはまる場合
	ただちに緊急対応	速やかに医療受診	安静にし、注意深く計観察	

6. 症状の経過 ※少なくとも5分ごとに注意深く観察	時間	症状	脈拍 (回/分)	呼吸数 (回/分)	その他の症状・状態等把握した事項
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				

7. 記録者名				
8. 医療機関	医療機関名	主治医名	電話番号	備考

# 症状発生

## 緊急性の高いアレルギー症状

### 【全身症状】

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿・便を漏らす
- 脈が触れにくいまたは不規則
- 唇や爪が青白い

### 【呼吸器症状】

- のどや胸がしめ付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸

### 【消化器症状】

- 持続する強いお腹の痛み  
(我慢できない)
- 繰り返し吐き続ける

5分以内に判断する

一つでも当てはまる

当てはまらない

軽い症状

裏面へ

# 重症

### 発見者

- 1 大声で他の職員を呼ぶ
- 2 発症児を見守る

\* 発症者は動かさずその場で仰向けに寝かせ、足を高くし安静に



### 3 症状を観察

\* 5分ごとに症状を観察・記録する

変化なし

見守り続ける

症状悪化

所長に報告

### 所長 (主査、主任)

- 1 発症児の緊急時対応票を確認
- 2 エピペン使用
- 3 主査、主任担任に指示
- 4 次の場合は心肺蘇生

応答がない!  
呼吸がない!

- ・胸骨圧迫(胸の厚さの1/3。1分間に100回のテンポで。)
- ・人工呼吸(胸骨圧迫:人工呼吸=30:2)

### 主査、主任

#### 1 119番に連絡

- ・名前:
- ・生年月日:
- ・症状発症時刻:
- ・症状

#### 2 保護者に連絡

- ①
- ②
- ③

担任(その他職員)  
他の子どもを誘導

本書は食物アレルギー児毎に個々に作成し、全職員がいつでも使用できるよう職員室で管理すること

## 軽い症状

## 担任

- 1 発症児を職員室に連れて行き所長に報告  
※横抱き又は車椅子で。歩かせないこと
- 2 他の子どもを誘導

所長  
(主査、主任)

- 1 発症児の緊急時対応票を確認
  - 2 内服薬があれば飲ませる
- |   |   |
|---|---|
| 時 | 分 |
|---|---|
- 3 主査、主任担任に指示
  - 4 発症児を見守る  
\*発症者は安静にさせる  
\*5分ごとに症状を観察・記録する

## 主査、主任

- 1 保護者に連絡  
①  
②  
③
- 2 所長に代わり発症児を見守る  
\*発症者は安静にさせる  
\*5分ごとに症状を観察・記録する

見守り中、緊急性の高いアレルギー症状が一つでもあれば **重症** の対応に切り替える

本書は食物アレルギー児毎に個々に作成し、全職員がいつでも使用できるように職員室で管理すること

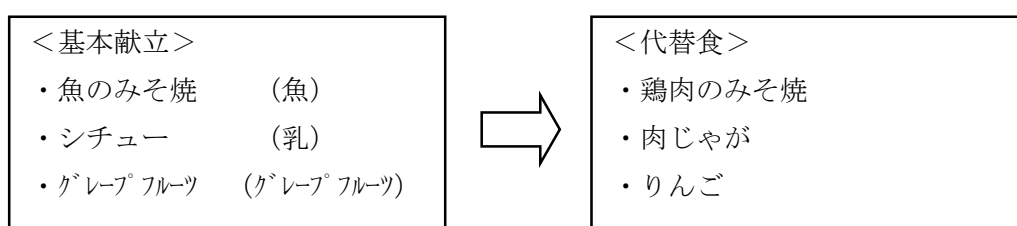
## 第 2 章 保育所(園)給食における食物アレルギーへの対応

### 1 食物アレルギー対応給食の区分

保育所(園)給食において、食物アレルギーの児童へ対応する方法は次の3種類とし、アレルギー対応食(代替食及び除去食)の提供については、安全性の確保のため、食物アレルギーの原因食品(以下「アレルゲン食品」という。)の完全除去対応を原則とする。

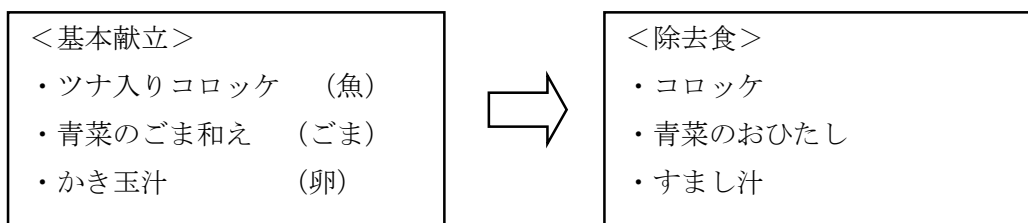
#### (1) 代替食

食物アレルギーの原因食品を除去し、それに代わる食材を加えたり、調理法を変えたりして作る完全な給食。



#### (2) 除去食

調理の過程で、アレルゲン食品を加えないで作る給食。



ただし、次の食物(表1参照)は当該アレルギーがあっても摂取可能な場合が多いこと、また、除去に関し、調理負担に大きく関係するため、医師の指示において除去を必要と指示された場合のみ対応することとする。

(生活管理指導表の記載事項による)

(表1) 医師の指示によりレベル的に除去するもの

原因食物	調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳・乳製品	乳糖
小麦	しょうゆ、酢、麦茶
大豆	大豆油、しょうゆ、みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし、いりこだし
肉類	肉・骨などを使用したスープ(コンソメ・ルウなど)、エキス

(3) 一部弁当持参

アレルギー食品が多岐にわたる場合や、ごく微量でもアナフィラキシー症状を起こす可能性がある場合など、調理過程での食材除去が困難な場合に、食べられない料理の代わりに家庭から弁当を持参する対応。

・原材料にアレルギー食品が含まれる場合（しらすに小さなえび・かにが混入している場合を含む）	除去食及び代替食対応
・前頁（表1）の除去が必要な場合	
・多品目の除去が必要な場合	弁当持参対応 （施設調理不可）
・同一製造ラインの注意喚起表示のあるものが食べられない場合	
・えび、かにを捕食している魚を原材料としている食品（かまぼこ等）が食べられない場合	
・えび、かにが付着した海藻が食べられない場合	
・えび、かにを食べた貝を食べられない場合	
・アレルギー食品を使用した食器や調理器具を洗浄しても使用できない場合	

## 2 食物アレルギー対応の原則

(1) 給食で提供しない食品

給食で提供しない食品	提供しない理由	対応
ピーナッツ、そば、くるみ、カシューナッツ、マカダミアナッツ、ヘーゼルナッツ、ピスタチオ、ペカンナッツ（ピーカンナッツ）、ブラジルナッツ、 <u>アーモンド</u> 、たらこ、長いも、しいも、キウイ	アレルギー症状の重篤度が高い、幼少期・学童期の新規発症が多い	・基本献立（一般食） ・食事制限が完全解除になるまで、毎年、医師の診断を受け「生活管理指導表」を提出してもらう
生卵・生魚介類、生（非加熱）魚卵	衛生管理上、提供できないため	
加熱不十分な卵を含む食品（マヨネーズ・カスタードクリーム・アイスクリーム）	これらを提供しないことで、生卵アレルギー児に基本献立（一般食）を提供できるため	

(2) 特に発症数の多い原因食品、卵、牛乳・乳製品については提供方法を工夫し、提供する際は、使用していることが明確な料理や料理名にする。

- ・できる限り1回の給食で複数の料理に同じ原因食物を使用しないように配慮する。同じ原因食物の使用は最小限とし、対応を単純化する。
- ・同じ原因食物を使用する日を週単位で検討し、一週間の中にその原因食物が使用されない日を作るなど考慮する。
- ・加工食品は、添加物として原因食物が使用されていない食品を選定する等の対応を考慮する。(例) 卵不使用のかまぼこ、ごま不使用のがんもどき

### 3 食物アレルギー対応給食対象児の決定

食物アレルギー対応給食を提供する保育所(園)においては、次により実施するものとし、手順は次頁の「5 食物アレルギー対象児スクリーニング・チャート」を参照すること。

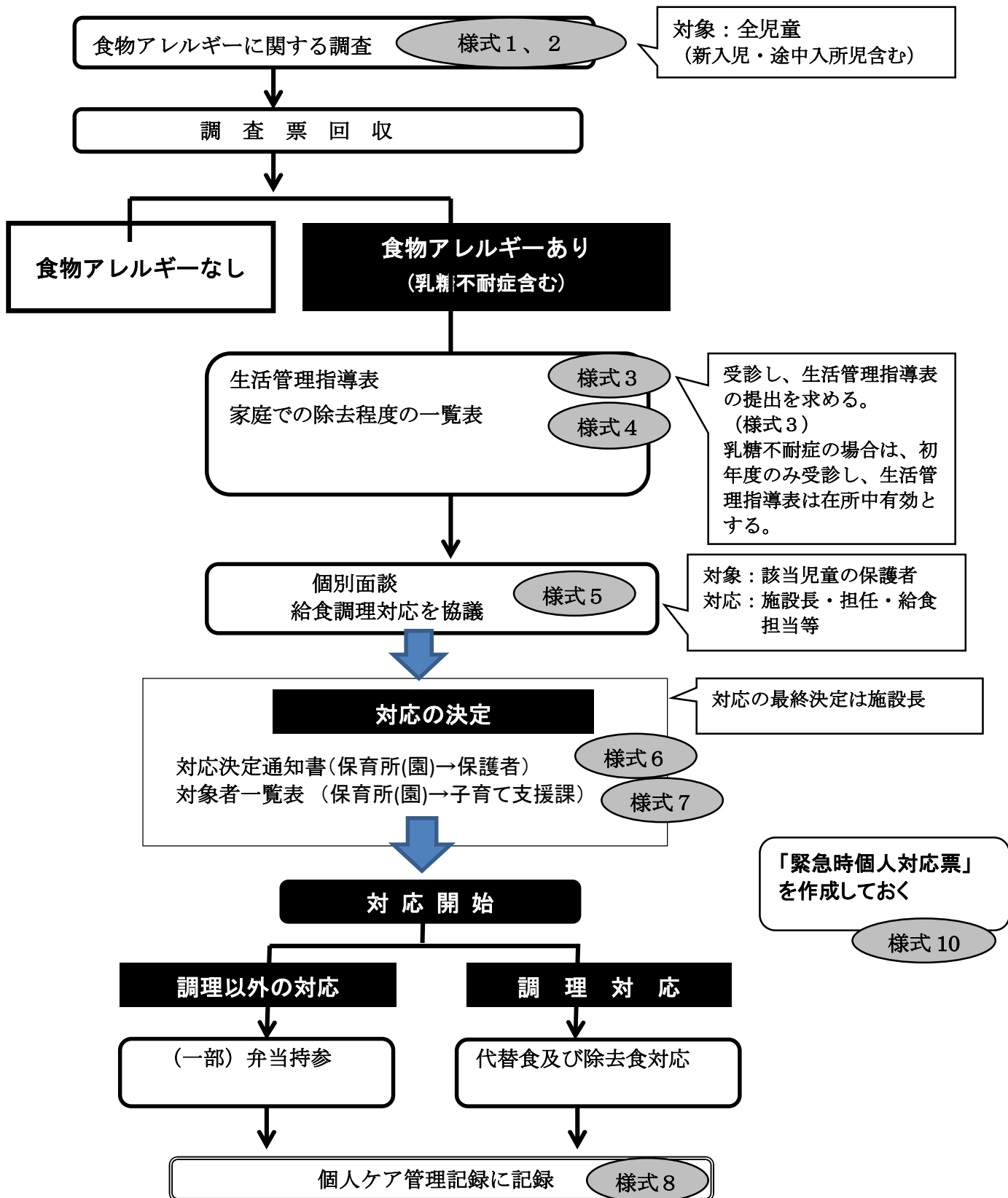
- (1) 全保護者は入所時に「児童生活調査票」(様式1又は様式2)を保育所(園)へ提出する。保育所(園)は食物アレルギー児を把握する。
- (2) 食物アレルギー児の保護者は、「生活管理指導表」(様式3)、「家庭における除去程度の一覧表」(様式4)を提出する。また、これらは毎年、年度末に再度受診し提出する。但し、新入所児、また途中入所児はその都度それぞれ実施する。
- (3) 保育所(園)は、保護者と面談し、「食物アレルギー対応面談記録票」(様式5)を用いて記録する。
- (4) 前記(1)～(3)の手続きにより、食物アレルギー対応給食を決定する。
- (5) 保育所(園)は「食物アレルギー対応給食決定通知書」(様式6)を作成し、保護者へ渡す。保護者は同意書を記入し保育所(園)に提出する。
- (6) 保育所(園)は「食物アレルギー対象者一覧」(様式7)を作成し、子育て支援課へ提出する。なお、対象者変更の都度、再度提出する。
- (7) 保育所(園)は「個別ケア管理記録」(様式8)により個別記録票を作成する。
- (8) 食物アレルギー対応給食を継続する場合は毎年度同様の手続きにより更新する。なお、年度途中で対応を希望する場合も、同様の手続きとする。

### 4 食物アレルギー対応給食の解除

医師の指導のもと、家庭で複数回原因食品を食べても症状が誘発されないことを確認した後に「食物アレルギー対応給食解除届」(様式9)を保育所(園)に提出する。

※ アレルゲン食品が複数ある場合で、1品目が解除となった場合も同様。

## 5 食物アレルギー対象児のスクリーニング・チャート



## 第 3 章 食物アレルギーに対応した給食の調理及び提供

### 1 食物アレルギー対応給食調理マニュアル

#### (1) 食物アレルギー対応献立の留意点

ア 食物アレルギー対応給食（以下「対応給食」という）は、事故を防ぐために、アレルゲン食品を全て除去し、献立を一本化する。

イ 成長期の児童に除去食を行う場合は、栄養摂取の不足が危惧されるため、適正な栄養管理をする手立てとして、次の事項に留意する。

（ア） 対応給食には、アレルゲン食品以外の食品の使用量を増やす。

（イ） 対応給食対象児の家庭に、除去食対応によって起こる栄養素の不足を知らせ、家庭の食事で補えるようなアドバイスをする。

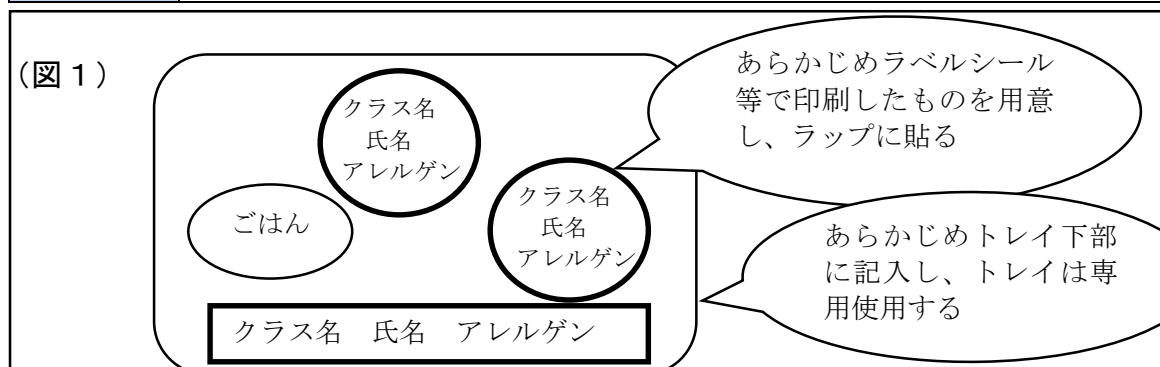
#### (2) 食物アレルギー対応給食の配膳形態についての留意点

献立一食分の配膳とし、おかわりはしないこと。

#### (3) 調理の手順

<b>ア 準備</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 当日の対応給食調理担当者を明確にしておく。</li><li>② 朝礼時、調理担当者が対応献立の対象児、内容を説明し、全職員に周知する。</li><li>③ 全ての調理従事者は、作業前に献立表に基づき、<u>アレルゲンや除去食品、代替食品や対応給食を取り分けるタイミング等</u>について十分な打ち合わせを行う。</li><li>④ 作業中に対応方法がすぐに確認できるよう、対応給食の内容を明確に表示したボード等を活用するなど工夫する。</li><li>⑤ 使用する器具、食器、トレイ、食材、調味料、調理場所等の確認を必ず作業前に行う。</li><li>⑥ アレルギー対応給食は対象児の「<u>組</u>」「<u>氏名</u>」「<u>アレルゲン</u>」を記入（油性マジックで書く、ラミネートシールを貼る等）した専用トレイと、あらかじめ印字したラベルシール等を用意する。（図 1） アレルギー対応をしている児童については、当日の対応の有無に関わらず、毎日専用トレイ・専用食器を使用する。ただし、P16「給食で提供しない食品」がアレルゲンの場合は、通常の食器を使用する。</li><li>⑦ 複数の対応給食を調理する場合は、取り分ける器具や食器も対応給食分用意し、事前にラベルを貼っておくなど間違いのないように準備する。</li><li>⑧ 対応給食を移し替える食器は、基本の食器とは色もしくは形の違う専用食器を必要枚数用意する。</li><li>⑨ 加工食品の納入時には、予定された商品の配合表と包装容器などに記載された配合表をその都度照合し、発注したとおりの食</li></ul>
-------------	---

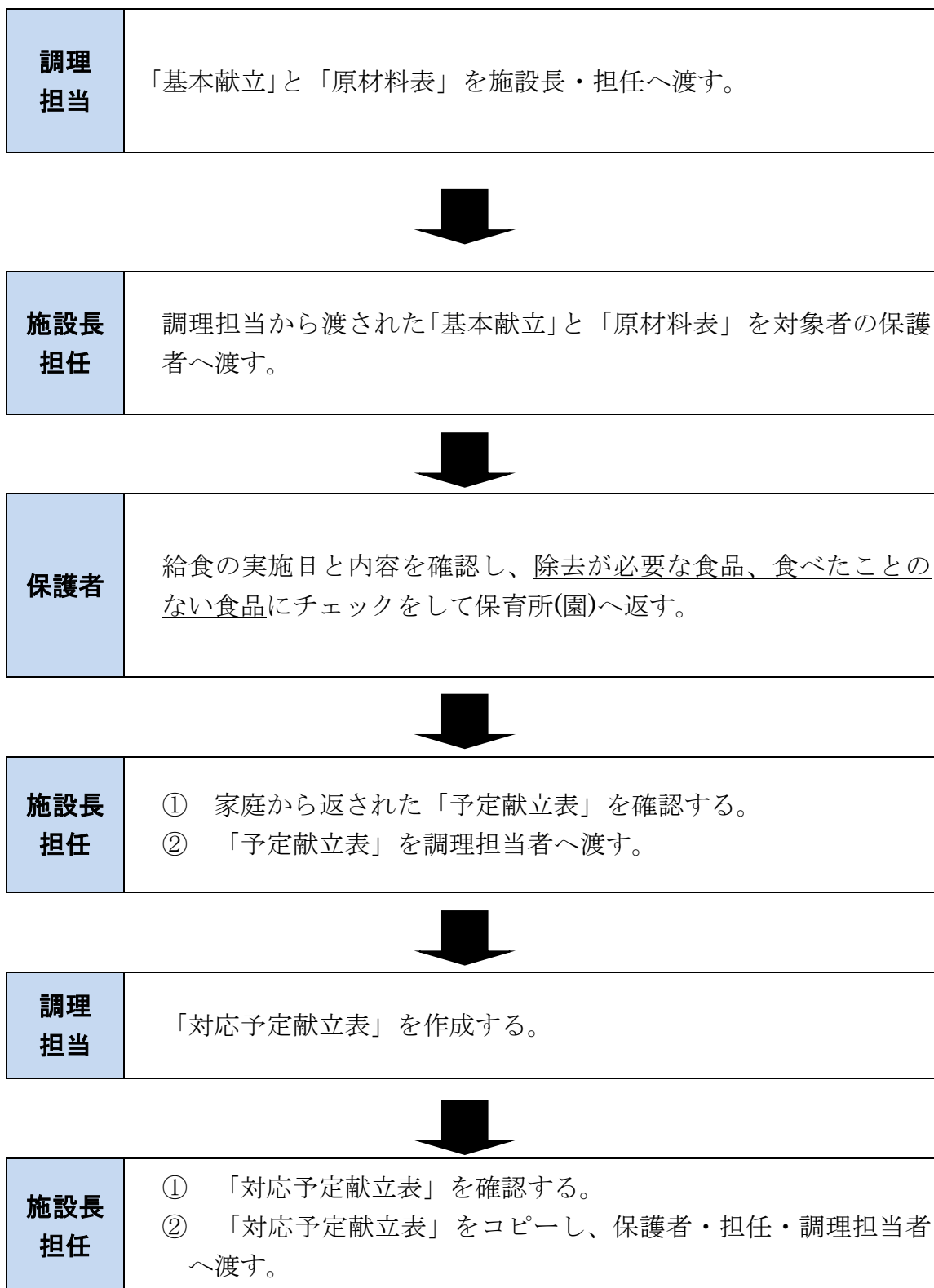
	品が納入されたかどうか、確認する。(同じ商品でも予告なく配合が変更されている場合もあり得るため。)
イ 調理	<p>① アレルギー対応給食の調理器具は、基本の調理器具とは色もしくは形を変えて区別する。なお、対応給食は最初に調理する。</p> <p>② 基本献立の調理途中で除去食分を取り分けて調味、再加熱する場合も中心温度、時間等を確認、記録する。</p> <p>③ 基本献立の調理の最終段階でアレルゲン食品を加える場合、事前に対象児分を取り分けておく。</p> <p>④ 食物アレルギーの種類によっては、揚げ物は新しい油を使い最初に揚げる。</p> <p>⑤ 基本献立の調理の途中から対応給食に作業が移る場合、アレルゲン食品が調理員の手から混入しないよう、手洗いを十分に行う。(衣服を着替える、ローラーをかける等留意することが望ましい。)</p> <p>⑥ アレルギー対応給食の調理はアレルゲンの混入を防止するため、基本献立と距離をあける。</p> <p>⑦ 出来上がった対応献立には速やかにラップをかけ、「組」「氏名」「アレルゲン」を記入したシール(ラベルシール等)を貼る。(図1)</p>
ウ 検食	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対応給食に使用する原材料及び調理品を確実に採取(50g)し、検食として2週間保管する。</li> </ul>
エ 配膳	<p>① 専用トレイに配膳する。</p> <p>② 対応給食は調理士が保育士に直接手渡しする。その際、「組」「氏名」「アレルゲン」「対応内容」を声に出して確認する。  例)「きりん組 三条ハナさん 卵 おやこ煮 卵除去です」  「いちご組 大崎タロウさん りんご・卵  <u>りんごの代替 バナナです</u>」  「ぱんだ組 月岡ケンタさん えび <u>対応なしです</u>」</p> <p>③ 対応給食は複数の職員で確認し、一番最初に配膳する。その後、他の児童の給食を配膳する。全員の配膳が完了したのを確認し、職員が再度トレイの名前を確認した上でラップをはがす。</p> <p>④ 万が一、アレルゲン食品の混入や除去し忘れ等が発覚した場合は、対応給食の提供を中止する。(緊急の場合に備え、レトルト食品、缶詰、乾物を常備しておき、代替とする)</p>



## 2 食物アレルギー対応給食提供マニュアル

### (1) 献立周知等

(調理担当 ↔ 施設長・担任 ↔ 保護者)



(2) 給食の提供

<b>調理室</b>	<p><b>対応給食の受け渡し</b></p> <p>「対応給食」は、クラス毎に、一番最初に、調理担当者が直接、配膳する職員に手渡す。その際、声に出して、アレルギー児の「組」「氏名」「アレルギー」「対応内容」を確認する。</p>
------------	--



<b>クラス</b>	<p><b>クラスでの配膳及び喫食</b></p> <p>① 担任は、「対応給食」を先に配膳する。「対応給食」に間違いのないことを「対応予定献立表」を用いて、確認する。 担任が不在の場合等も、代替りの職員が同様に対応できるようにしておく。</p> <p>② 他の児の給食を配膳する。</p> <p>③ いただきますの前に、再度トレイの名前を確認した上でラップをはがす。</p> <p>④ 担任は、喫食開始から随時見守る。 ※(留意点) 同一クラスに対象児が複数いる場合は間違いが起これないように十分配慮する。</p> <p>⑤ 対象児には、常時おかわりをさせない。</p> <p>⑥ 調理担当は、状況に応じて保育室を巡回し、児童の喫食の様子を確認する。</p>
------------	--

## ～ 各種様式等 ～

- 様式1 . . . . . 児童生活調査票（保護者→保育所(園)）
- 様式2 . . . . . 0歳児生活調査票（保護者→保育所(園)）
- 様式3 . . . . . 生活管理指導表（医師）
- 様式4 . . . . . 家庭における除去の程度一覧表（保護者）
- 様式5 . . . . . 食物アレルギー対応面談記録票（保育所(園)）
- 様式6 . . . . . 食物アレルギー対応給食決定通知書  
（保育所(園)→保護者→保育所(園)）
- 様式7 . . . . . 食物アレルギー対象者一覧（保育所(園)→子育て支援課）
- 様式8 . . . . . アレルギー等の個別ケア管理記録（保育所(園)保管）
- 様式9 . . . . . 除去解除届（保護者→保育所(園)）
- 様式10 . . . . . 緊急時個人対応票（保育所(園)）
- 
- 参考1 . . . . . 保育所等事故発生報告書（保育所(園)→子育て支援課）
- 参考2 . . . . . 食物アレルギー対応給食提供マニュアル（クラス掲示用）
- 参考3 . . . . . 保護者宛説明文書「食物アレルギー等のある方へ」
- 参考4 . . . . . 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン/厚生労働省  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000511242.pdf>